

# 「都留市すこやか子育て医療費助成金支給制度」

が始まります！

4月1日(水)から、小学校3年生までの医療費が窓口無料になります！

## 名称の改正

少子化対策・子育て支援の一環として、都留市乳幼児医療費助成金支給制度の対象となる子どもの範囲を拡大することに伴い「都留市すこやか子育て医療費助成金支給制度」と改称します。

## 対象者

都留市に住所のある子ども(満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども)の保護者が対象です。

※平成21年度は、平成12年4月2日以降に生まれた子どもの保護者が対象です。

※生活保護を受けている世帯、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭医療費の助成を受けている方は除きます。

## 助成金の支給

窓口無料化となる医療機関、助成内容など

県内にある保険医療機関など(ただし、指定訪問看護事業者、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師は除きます)での受診の際に、被保険者証と受給資格者証を提示すること

により、医療費(自費分は除く)の負担がない窓口無料となります。

※入院時食事療養費、医療保険外診療などは助成の対象となりません。

※学校の授業中や登下校時のけがなどは、いったん自己負担分をお支払いいただき、学校へ連絡してください。

### 窓口無料にならない場合

- 県外の医療機関を受診された場合
- 被保険者証と受給資格者証などを窓口で提示しない場合
- 県内の医療機関で窓口無料の取り扱いをしない場合

○国保組合(ただし、県医師国保組合、全国歯科医師国保組合、全国土木建築国保組合、中央建設国保組合は除きます)に加入している場合

これらの場合は、窓口無料の対象となりません。一部負担金を支払っていたり、これまでどおり領収書を添えて、医療費助成金支給申請書に必要な事項を記入のうえ、市役所に提出してください。

新たな受給資格者証の交付には申請が必要となります！

お早めに手続きをお願いします！

問合せ 市民生活課 年金・医療担当

# 都留市病児病後児保育事業

市では地域の中で、子どもたちが健やかにのびのび育つまちづくりとして「子育て支援事業」を進めています。その一環として「病児病後児保育事業」があります。保育所(園)、幼稚園、学校などに通所(園)、通学中の児童や未就園児(生後4カ月から小学校3学年生まで)が病氣回復期に安静を要する状況のほか、病氣以外においても保護者が仕事、傷病、冠婚葬祭などにより家庭で見守ることができない場合において、市が委託する医療機関で預かる制度です。

## 対象

- 保護者が仕事・冠婚葬祭・就職活動などで子どもを預けたい場合
- 子どもが急な熱や、おう吐などで保育園・学校へ行けない場合
- インフルエンザや水ぼうそう・おたふく風邪にかかり登園(校)許可が出ない場合
- ※はしかは、保育できません。

## 内容

医師・看護師・保育士が子育てのお手伝いをします。保育士2名がお子さんの安静を保ちながら付き添い、医師、看護師が病状に合わせて回診します。

## 保育時間・費用

保育時間 月～金曜日  
午前8時30分～午後5時30分  
※土・日・祝日・年末年始は、お休みです。  
登録料 年間500円  
利用料

利用時間が5時間以内 1,000円  
利用時間が5時間以上 2,000円

## 利用方法

- ①登録手続き  
登録申込書を提出し、面談を受け登録手続きを行います。事前に済ませておくご予約・入室がスムーズです。
- ②利用するとき  
事前に登録申込書、利用申込書を武井クリニック「病児保育室なかよし」に提出してください。

登録申込書及び利用申込書は次の場所にあります。

- 武井クリニック「病児保育室なかよし」
- 市内各保育所(園)・幼稚園・学童保育クラブ
- 福祉課(いきいきプラザ都留内)

### 申込先・委託医療機関

武井クリニック「病児保育室なかよし」  
住所 法能670 ☎(45)6847  
問合せ いきいきプラザ都留内  
福祉課 子育て支援担当  
☎(46)5112